

2. 制度の概要

大阪府化学物質管理制度(届出制度)

排出量等の届出対象事業者

	排出量・移動量・取扱量等の届出	(参考)PRTR制度
①対象業種	23業種(*)	23業種(*)
②従業員数	会社全体で21人以上	会社全体で21人以上
③取扱量等	第一種管理化学物質の年間取扱量1トン(一部0.5トン)以上	第一種指定化学物質の年間取扱量1トン(一部0.5トン)以上、または 特別要件施設を設置

注)①～③の全てを満たす場合に届出が必要

*)平成23年度の届出から医療業を含む24業種になる。